

ILOにおける討議をめぐって

川野 宇宏



ご紹介いただきました厚生労働省の川野と申します。よろしくお願いたします。私はもともと厚生省出身で、今も社会保障担当参事官室、社会保障の分野で働いており、ILO総会に出席することはまったく予想もしておりませんでした。今回、社会保障委員会が開催されるということで、出席させていただくことになりました。

社会保障につきましては、皆さんご案内のことと思いますが、ILO条約に関しましては、日本も批准している102号条約をはじめ、その他いくつかの条約があるといった状況でございます。このような中で、最初に、なぜこのたび社会保障委員会が設置されたかということでございます。やはり最近の社会経済の変化、人口の高齢化、家族構造の変化、そして、日本というよりもむしろ途上国の話かもしれませんが、社会保障の適用の伸び悩みなど、いろいろな状況の変化がございまして、社会保障が新たな課題に直面しておりますが、そうした中で、ILOの基本原則に基づきながら、社会保障の将来の課題を提起し、そして現状認識と将来可能な方策についてコンセンサスを高めるため、ILOの社会保障に対する展望を確立するというで、このたび社会保障委員会が設置されることになった次第でございます。

その中でも特に大きく取り上げられておりましたのが、社会的保護の適用対象をインフォーマルセクターまで拡大するという点でございます。事務局の討議資料によりますと、その一歩先として、さらに新しい法律文書の作成や基準の改定などといったようなことも視野にはあったようでございますが、結論から申し上げますと、今回そういった方向は打ち出されませんでした。

それでは、まず、全体の総会の日程や、どのように審議が進められたかについて、簡単にご報告いたします。総会自体はご案内のとおり、今年の6月5日から21日まで開催されており、そのうち社会保障委員会は6日から18日まで開催されました。政府側としましては、私ともう1人労働関係部局の者の2人で担当しておりました。私は前半の6月6日から11日まで、実質4日間しか参加しておりませんでした。このたび2人を代表いたしまして、私がこちらのシンポジウムに出席させていただくことになりました。

今回の社会保障委員会は、先ほどお話がありましたように一般討議でございます。事務局から事前に討議資料が配付されており、その中に12項目の討議ポイントが示されておりました。実際には、委員会の冒頭にその12項目が6つの討議ポイントに整理し直されまして、その6つのポイントに基づいて審議が進められていきました。

その6つのポイントですが、簡単なレジюмеを1枚、お手元にお配りさせていただいております。

そこにありますように、1から6まで、1点目は、社会保障により生活水準を改善させ、企業や経済の生産性を向上させることができるか、そして2点目は、社会的保護の範囲を拡大するための方策について、3点目が失業給付のあり方、4点目が男女平等という観点、そして5点目が高齢化に対応した財源調達方法、最後に6点目として、三者構成の意義、ILOの長期的優先課題、基準設定へのアプローチ、このような6つの討議ポイントに基づいて審議が進められました。

まず委員会の前半の6日から8日までの3日間は、項目ごとに政労使それぞれが意見を述べていき、週が明けて後半11日から14日までは、起草委員会が報告書の結論案を作成し、それに基づき、各国からの意見の提出や委員会での審議が行われました。

各国から提出された意見を踏まえ、14日には社会保障委員会が開催され、そのときに実質的な結論案の取りまとめが行われまして、18日に委員会として報告書の採択、20日に総会で採択となりました。

まず全体的な私の感想から申し上げますと、各国によって経済の発展状況も異なりますし、社会保障に対する考え方により制度の内容も当然大きく異なっておりますので、一般討議にあたりまして、議論の接点をどこまで見いだすことができるのか、何らかのコンセンサスに結びつけることが可能かどうか、参加者皆に共通してこうした大きな不安があったというふうに感じております。しかし、討議は意外にも円滑に進みまして、予定された討議時間も1日残して、結論を得ることができました。

その理由として何点が挙げられると思うのですが、まず1点目としまして、事前に事務局から提出いただいております討議資料が各国が抱える課題をバランスよく整理されたものだったということです。

そして、それを受けて討議ポイントが整理されたわけですが、2点目は、その討議ポイントについても、あまり総花的でなく、根本的な問題にも深入りせず、最大公約数的な結論を導きやすいようなものであったという点です。

3点目としましては、政労使各側の発言においても、いたずらに個別の事情を主張するのではなく、できるだけ共通点を見つけようとして、かつ現状を少しでも変化させる可能性のある結論を得ようとする、そうした傾向が見られたと考えておりまして、このような理由によって意外とすんなりと取りまとめに至ったのではないかと考えております。

こうしたことの背景には、8年前にベネズエラで行われました社会保障関係の会合におきまして、各国から数多くの意見が噴出し、事務局作成の結論案に対して数多くの修正案が出され、混乱のまま終わり、うまくいかなかったという苦い経験があったことによるものと考えております。今回の会合におきましては、これと同じ轍を踏みたくないという関係者の強い意図が全体的に感じられました。その結果、よい意味での妥協的な議論の流れが作り出されたのではないかと考えております。

それでは社会保障委員会での審議の状況について私の方から報告させていただきたいと思えます。まず委員会の冒頭、議長、副議長が選出されました。議長は政府側からデンマークのサミュエルさんという女性の方、副議長は、労働者側としてオーストラリアのマンズフィールドさん、使用者側としてメキシコのデラヒルさんという方が選出されました。

先ほど申し上げましたように、審議の前半は政労使が項目毎に意見を述べていくというかたちでしたので、まず、議論が行われた6項目につきましてどのような議論があったのか、順にご紹介させていただきたいと思っております。今日は労使の方もご出席されておりますので、後ほどそれぞれの立場からのご報告があると思います。私の方からは政府側の各国の意見を中心に、簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

6項目の討議ポイントに入る前に、全体的なスタンスについて何点が発言がありましたので、最初にご紹介させていただきます。いくつかの国から、社会保障制度には一本化するモデルはない、また、あまり硬直化した制度にすべきでないというような意見がありました。政府側の先進国の集まりでIMECという会合がありますが、その社会保障分野の会合でも、社会保障に関する一つのモデルを提供すべきではなく、ただ、基本原則についてのみ取りまとめることは有意義であるといったような全体的なスタンスで臨んでおりました。おそらく労使も含めまして、出席者は全体的にこのような方向で委員会に臨んでいたのではないかと考えております。

報告書の結論部分におきましても、社会保障の制度はそれぞれの国の社会・文化的な価値を反映しており、単一の正しいモデルはないけれども、安定的であるとか、差別がないとか、合理的であるとか、透明性があるとか、その他、低いコストで運営されるべきであるとか、そういった原則があると指摘されております。

それでは、前置きが長くなりましたが、討議ポイントに沿って委員会での議論の状況をご報告させていただきます。

まず討議ポイントの1点目ですが、社会保障により生活水準を改善させ、企業や経済の生産性を向上させることができるかという点でございます。この点について、政労使各側の考え方にあまり大きな相違はなかったものと考えております。

政府側の発言といたしましては、フランスから、社会保障は所得再配分のシステムであり、経済にも企業にも競争力強化の負担になるものではない、社会保障は1つの投資であって、経済発展に寄与するものである、そして、社会保障は社会連帯であるといった発言がありました。

私ども日本からも、これと同様になります。1点目は、社会保障は、様々なリスクに対する国民の安心を醸成するとともに、消費を下支えすることにより、経済社会の安定に寄与するものである、とくに安心の醸成によりまして、社会保障制度がチャレンジな社会経済活動を促す基盤となって、経済社会の活性化に寄与するものであるということ。2点目としまして、社会保障は、保育や介護などを理由として離職したり働くことができなかつた人々の労働力化や社会参加を促進し、そうすることによって社会の支え手を増やすものであるという点。そして3点目として、医療・福祉などそれ自身も成長産業ですので、それにより経済発展や雇用創出に寄与するものであること。このような発言を私ども日本の方からさせていただきました。

ドイツからも、同様に、社会保障は経済生産性を向上させるものと考えべきであるといった発言もありました。そして、労働者側からもこれらのコメントを評価する発言があったと理解しております。

このような発言を受け、報告書の結論部分におきまして次のような表現が盛り込まれました。ま

ず1点目としまして、社会保障は、適切に運営されれば、医療や福祉などといったサービスを提供することにより、生産性を高めるものであるとともに、持続的に社会経済を発展させるための手段となるということ。そしてもう1点、社会保障は人間に対する投資であり、人間を支えるものであるということ。これはフランスによる社会保障は1つの投資であるといった発言を反映させているものと考えられます。このような点が報告書に盛り込まれております。以上が討議ポイント1です。

次に討議ポイント2に移らせていただきます。討議ポイント2は、社会的保護の範囲を拡大するための方策やインフォーマル経済からフォーマル経済への移行ということでございます。この点は国民皆保険・皆年金を達成している日本の問題というよりも、むしろ社会的保護の範囲が狭い途上国などにおける問題であると理解しております。この点につきまして委員会では、冒頭使用者側から、インフォーマル経済の労働者への社会保障の適用について、先進国や途上国などグループごとに状況が異なっておりますので、それぞれの特徴を踏まえて別々に検討、調査を行うべきではないかといった提案があり、ナミビアやオーストリアなどいくつかの政府各国から、こうした調査を支持する発言がございました。

その他、先進国や途上国など各国、各グループによって状況は多様であることから、各国の事情に応じて弾力的に対応すべきであって、実行可能なかたちで対応すべきではないかといった発言が、シリアやオーストラリアなどの国々から行われました。

政府の側からも、インフォーマル経済を含めてすべての労働者に社会保障を適用すべきだということにつきまして、不可能だといったコメントはなく、労働者側からはこうした点を評価していたと理解しております。

このような発言を受け、報告書の結論部分におきまして次のような表現が盛り込まれました。まず1点目としまして、社会保障の未適用者に対して適用を拡大することにつきましては、政府が優先的に、政策に取り組んだり指導力を発揮すべきであり、そうした人々については、初めはマイクロ保険など任意適用から始めて、効果が示されてきたら範囲を拡充したり、国の社会保障制度に統合していくということもありうるということ。そしてもう1点、インフォーマル経済の労働者をフォーマル経済の労働者に統合していくよう、社会全体で財政的に支えていくべきであるということ。こういった点が報告書において指摘されております。以上が討議ポイント2についてです。

次に討議ポイント3でございます。討議ポイント3は、失業給付のあり方や失業給付を雇用と結び付けるための最善の手段についてでございます。

この点につきまして、わが国からも発言をしております。わが国からは、失業保険や失業手当の機能につきまして何点かご紹介させていただきました。まず、失業者の生活基盤を確保し、その生活の安定をはかるという機能、そして、失業者の再就職を促進することを通して円滑な労働移動を支援し、ひいては経済構造の変化に対応した雇用構造への円滑な変化を実現させるという機能、そして3点目が付随的な機能ですが、経済が好調なときに資金をためておいて、経済が不況になったときにそれを使うという、経済へのスタビライザー機能。こうした機能をご紹介させていただいた上で、とくに職業能力開発機会の提供など、失業者の再就職促進を通じた円滑な労働移動の支援が重要であるといった発言をさせていただきました。

その他、複数の国々から発言がありましたが、全体的に適正な労働、「ディーセントワーク」という言葉を使っておりますが、この適正な労働という言葉が強調されており、他にも、職業訓練とか、積極的な雇用促進策、そういったものの重要性が指摘されました。

さらに、個別の国の取り組みとしましては、アイルランドから一つの成功例の報告がありました。アイルランドでは以前、失業率が14%ぐらいあったそうですが、それが失業給付と教育とを連携させたり、3年以上の失業給付者の給付を削減したりという、様々な取り組みをすることによりまして、3.5%まで失業率を改善させたといった報告がございました。

この討議ポイントにつきましては、政労使とも積極的な雇用促進策を進めるということについて共通認識が持たれ、報告書におきましても、次のような指摘がされています。1点目としまして、働くことができる年齢の人々にとって確実に所得を得るための最善の方法は、先ほどの「ディーセントワーク」、適正な労働に就くことである、失業者に対する現金給付は、依存性を高めないように配慮しながら、再就職促進策と密接に連動したものにすべきである、そのため、教育訓練はますます重要になってくるといった点。そして、失業給付を雇用への障壁にならないように設計すべきであって、社会保障を受給するよりも働くほうが魅力あるものにすることが効果的であるといった点。このような点が報告書の中に盛り込まれております。以上が討議ポイント3についてです。

次に討議ポイント4に移らせていただきます。討議ポイント4は、社会保障制度における男女の平等への取り組みについてです。この点については、かなり議論が盛り上がりました。全体としましては、社会保障制度において男女平等の観点が重要であるということにつきまして、共通認識が示されたものと理解しております。

個別の国の発言としましては、たとえばスウェーデンから、男女の平等と女性の高い雇用率は、持続可能な社会保障や社会保障の財源確保などのために重要であるといった点、社会保障に関する重要な改革は個人を中心とした制度に変えるべきことであるが、なかなかこの改革は難しいといった点などについて発言があり、他に、ILO102号条約は、もともとかなり古い条約ではありますが、男女平等について考慮されていないという指摘もございました。

これに関連しまして、カナダから、男女の待遇を平等にすることだけでは不十分であって、積極的なアプローチを検討することが必要であるという点、女性が高齢者介護に携わるケースも多く、親の介護と育児の両方に苦しむ女性が増えてきており、親と子どもということで、こうした状況を表現するのにサンドイッチ現象という言葉を使っておりますが、こうした女性への対応が取り上げるべき課題であるといった点、女性が育児の担い手となっている現実を踏まえると、児童手当の改善が重要であるという点などについての指摘がございました。

こうした議論を受けまして、わが国からも若干発言させていただきました。そのポイントだけ申し上げますと、仕事と子育ての両立を支援することが重要であるという点、子育て支援については、これまで児童手当の改善もやってきておりますが、保育サービスの充実など幅広い施策を進めていくことが必要であるという点、この点につきましてはフィンランドからも同様の発言がございましたが、こうした発言をわが国からもさせていただきます。

また、スペインから、保険料のベースが給料であるため、男女における同一賃金が保障されていないことが別の差別に結びついているのではないかとといった指摘もございました。

このような議論を踏まえまして、報告書には次のような指摘が盛り込まれました。まず1点目、社会保障や社会的サービスは、男女平等に基づいて制度設計されるべきであるということ。次に2点目、社会は、子どもや親などに対する女性による無報酬の養育や介護労働によって大きな利益を得ており、女性が労働年齢において社会保障の保険料を支払っていないために、その後の人生において制度的に不利にならないようにすべきであるという点。また、3点目として、男女の賃金格差が、社会保障の受給権の付与に影響を与えている国が多いため、賃金格差をなくす努力が必要であるという点。このような様々な指摘が報告書の中に盛り込まれております。以上が討議ポイント4です。

次に討議ポイント5に移らせていただきます。討議ポイント5は、高齢化に対応した財源調達方法についてでございます。この点もかなり大きな議論になりました。日本も含め、先進国ではどこもそうですが、各国ともやはり高齢化による社会保障の支出増大という課題に直面しており、財源確保にかなり苦労しているという状況です。

この点につきましては、スウェーデン、ベルギー、インドなどの国々から、社会保障財源を考える場合は、まず雇用が重要である、労働力参加を高めることによって失業率を減らすべきだという指摘がありました。これに関連しましてフランスなどから、年金制度との調整という観点からも、退職年齢を上げて就業期間を長くすべきではないかといった指摘が、そしてスウェーデンからは、労働力参加にあたって、男女双方を対象とした仕事と育児の両立支援や早期退職の防止によって、高齢者と女性の労働市場への参加を高めるべきだという指摘がございました。

年金制度につきましては、フランス、ドイツ、カナダなどから、公的年金は賦課方式をベースとし、補完的に積立方式の私的年金を組み合わせるべきとの指摘があり、こうした考えがほとんどで、さらに、カナダから、その組み合わせについては各国で決めるべきとの指摘がありました。また、ナミビア、ケニアなどからは、私的年金だけでは十分な社会保障が享受できないため、公的年金の代替として私的年金を導入すべきではないとの声もありました。

その他、年金につきましては、スウェーデンから、年金を個人ベースにすべきであること、将来世代に負担をかけすぎではいけないこと、他の国からも、年金は経済成長なくして支えられないということ、そういった指摘がありました。また、社会保障全体につきましては、社会保険制度には信頼感が不可欠であるなどといった発言がありました。

こうした議論を踏まえまして、報告書では次のような指摘がされております。まず、1点目、人口の高齢化は年金制度や医療費に大きな影響を与えており、このような点については雇用率、とくに女性、高齢者、若年者、障害者の雇用率を増加させるための措置を通じて解決が図られるべきである、また、追加的に雇用を創出するためには、持続的な経済成長を達成するための措置も図られるべきであるといった点。もう1点が、議論の紹介の中では省略させていただきましたが、発展途上国では、エイズが社会保障の財政基盤に大きな影響を与えているといった点。このような指摘が報告書の中に盛り込まれております。

また、報告書において、年金制度につきましては、法的年金制度は、適切な給付水準を保障し、それによって国の連帯を確保しなければならず、一方、追加的な私的年金につきましては、公的年金の代替ではないけれども、重要であって、この私的年金については、国が法令上の枠組みを提供

するという役割を果たし、ソーシャルパートナー、これは労使を意味していると思いますが、労使といった社会の構成員がその創設・運営に大きな役割を果たしているといった点。また、年金制度を持続可能なものにするためには、財政的な実行可能性を長期的に保障することが必要であるという点。さらに、社会保障全体につきましては、社会保障は医療、失業、所得保障など様々な範囲をカバーしておりますが、必ずしもすべての労働者に同一の範囲を適用する必要があるわけではなく、社会保障財源が限定的な場合は、ある程度優先順位をつけて適用されるべきであること。このような点が報告書の中で指摘されております。以上が討議ポイント5です。

そして、最後の討議ポイント6でございます。社会保障分野における三者構成の意義、ILOの長期的優先課題、基準設定へのアプローチといった点でございます。

三者構成の意義につきましては、複数の国から、コンセンサスを得る枠組みである三者構成やその三者間における社会的対話が重要であるといった指摘がございました。

ILOの長期的優先課題につきましては、ポーランドから、社会的保護の拡大手段の開発、財源確保、男女の平等確保、社会保障と経済活動のバランスなどについて、ILOの調査や技術援助の課題とすべきであるという指摘が、スーダンから、途上国に対してよりよい社会保障プログラムを開発するためには研修、教育、専門家チームの派遣などの技術援助をすべきであるといった指摘がございました。

基準設定へのアプローチにつきましては、先ほど102号条約は男女平等の観点が反映されていないという指摘があったという話をいたしました。この討議ポイントにおいて、102号条約を改正する必要性を指摘する発言があったものの、すぐに基準設定を行うべきかと言いますと、必ずしもそうではなく、すぐには基準設定を行わない方向での意見が目立っておりました。具体的には、たとえばアメリカから、パイロットプランの結果を十分考慮してから基準改訂の必要性を考えるべきではないかという発言が、ドイツからも、詳細な分析から始め、EUなどと意見交換を行った上で、その次にILO勧告を打ち出すという順序ではないかといった発言がありました。

また、各国によって事情が異なりますことから、アメリカから、各国が、既存のILOの基準を取り込んで、それぞれ何がベストかを定めるべきではないかという発言が、そしてインドからは、一枚岩の条約は非現実的であるといった発言もございました。

こうした議論を踏まえまして、報告書では次のような指摘がなされました。まずはILOで、社会保障の適用拡大を促進するための大キャンペーンを開始したり、ILOが、社会保障の問題に優先的に取り組んで、政府への技術援助の提供や政労使に対する助言などを行うべきであるということ。また、社会保障分野における専門的な調査研究につきましては、ILOとして、適用拡大、エイズ、男女平等、高齢化、財源調達などの点について調査研究を行うべきであること。さらに、技術協力についても、ILOが、適用拡大、財源調達、社会経済の変化に対応した制度の改善と適用などについて技術協力を行うべきであること。そして、ILOは、こうした取り組みの結果を、各国の政府に定期的に報告すべきであり、これによって政府は進捗状況を見極め、それぞれの国でどのように発展させていくべきかを定めることができるということ。また、ILOは、社会保障分野において、国際社会保障協会（ISSA）、IMF、世界銀行などと連携協力を行うべきであること。このような点が報告書に盛り込まれております。

以上がそれぞれ6項目の討議ポイントにおける議論のご紹介でございます。冒頭申し上げましたように、前半このようなかたちで政労使各国からそれぞれの項目ごとに意見が出されました。後半11日からは、起草委員会により報告書の結論案の作成が行われまして、13日に起草委員会作成の報告書の結論案が配付され、意見を求められました。結局、意見は政府側から28項目提出され、それらについては14日に社会保障委員会で議論されました。その多くは労使の一致したスタンスによって反対され、それらに対して政府側もとくに反論することなく、全体として、大きな混乱もなく、議事は大変円滑に行われ、最終的に18日に社会保障委員会で報告書が採択されたということでございます。

結果としまして、一番メインのテーマは社会的保護の拡大という点でございますが、このたび、社会保障の適用拡大に悩む発展途上国を中心として、参加国の政労使各側から高く評価されたものになっていると理解しております。

今後は、先ほど申し上げましたように、ILOの方で、適用拡大のキャンペーンや広範な専門的な調査研究に着手することになっており、発展途上国を中心とした各国政府も、このたびの結論を契機に、労使をはじめとする関係機関との間で社会保障の発展を目指した対話を進めていく、そういったことが期待されているのではないかと理解しております。以上、この度のILO総会社会保障委員会の模様をご報告させていただきました。

最後に個人的な感想で恐縮ですが、少しだけ時間をいただき、申し上げさせていただきたいと思っております。私はこれまで社会保障の世界から社会保障を見ておりましたが、このたびのILO総会への出席を通じて、労働という別の視点から社会保障を見させていただくとともに、世界各国の状況や考えを目の当たりにすることができ、本当にいい経験をさせていただいたと思っております。

世界各国の状況という意味では、たとえば先ほども少し触れましたが、日本を含め先進国では、高齢化により社会保障の財源問題に悩んでいる、その一方で、途上国では、エイズの増加によって医療費が社会保障財源を圧迫しているというように、状況がまったく違うことについて、認識を新たにした次第でございます。

また、今回審議に参加させていただいて感じた最も大きなことは、社会保障を考えていくにあたって、世界の潮流は、社会保障と言えばまず雇用だということです。先ほども社会保障財源を確保するために最も重要なことは雇用であり、労働力参加を高めることであるという発言をご紹介させていただきましたが、社会保障といった場合にすぐ雇用が出てくるということは、私のように社会保障の分野しか見てこなかった者にとりましては、若干新鮮味がありました。

確かに、わが国でも、昨年10月に取りまとめられた社会保障関係の有識者会議の報告書において、持続可能な社会保障制度を構築していくための一つの大きな視点として、支え手を増やすという点が指摘されておりますが、それほど強く社会保障と雇用のリンクを意識しておりませんでした。このたび、雇用と社会保障の連携の重要性を一層深く身にしみて感じた次第です。

実は先日、イギリスに出張に行ってきました。イギリスではご存じのとおりWelfare to Work、「福祉から就労へ」ということで、福祉の恩恵にどっぷりつかってなかなか自立しようとしなない人であっても働ける人にはまず働いてもらうといった取り組みを進めておりますが、かなり成果が上がってきており、失業率も約3%と今の日本よりも低いほどにまでなっています。ただ、経済が好

調だけではなくという指摘もあるようですが。しかも、6月にイギリスで総選挙がございましたが、その直後、こうした取り組みを進めるために、役所の組織も改編しまして、社会保障を担当する役所と雇用を担当する役所を一体化し、雇用年金省という役所に再編しております。

こうした点に関しまして、日本でもこの1月に厚生省と労働省が統合して厚生労働省になったわけですが、方向性としてはたぶん同じような方向なのではないかと思っております。今後ともこの統合を生かして、雇用と社会保障を一体的に考えていかなければならないと、考えを新たにした次第でございます。

最後に個人的な感想も述べさせていただきましたが、以上で私の報告を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(かわの・たかひろ 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐)

● 濟州島からの渡日過程と大阪での人々の営み! 伊地知紀子著 五六〇〇円

● アジア社会の基層にあるグラスルーツの特性を解明 吉原直樹著 五三〇〇円

● アジアの地域住民組織 RT/RW 町内会・街坊会・アライサン・POKに焦点を据え住民組織の構造的的特質に迫る。 橋本和孝・吉原直樹編著 三八〇〇円

● 都市社会計画と都市空間 盛岡市のまちづくりを中心に 序／橋本和孝・盛岡市の都市空間の特徴／初澤敏生・中西典子・吉瀬雄一・大久保武・盛岡市の都市行政／橋本和孝・大久保武・盛岡市の地域住民団体とまちづくり／吉瀬雄一・吉原直樹・盛岡市の女性団体とまちづくり／竹村祥子・盛岡市の子ども都市環境システム／竹村祥子・盛岡市の高齢者の都市環境システム／中西典子・都市社会計画の可能性と課題／吉原直樹著 四六〇〇円

● 丸山茂著 多元主義の法社会学 家族のレギュラシオン 新たな社会編成原理の再構築をめざし家族認識の方法、福祉国家論、家族法観念の変容、日本社会の家族問題等を検証 山田千香子著 六五〇〇円

● カナダ日系社会の文化変容「海を渡った村」三世代の変遷 カナダへ移住した人々とその子孫にとって移民経験やエスニシティは何であるかを日・加両国における聞き取り調査で探求 スミスウイスウエル／河村望・斎藤尚文訳 三八〇〇円

● 須恵村の女たち 暮しの民俗誌 エンブリによる農村調査に同行したエラ夫人がとらえた60年前の農村女性群像、日本農村研究の歴史的名著の完訳 小内透・酒井恵真編著 AS判 三九〇頁・六八〇〇円

● 日系ブラジル人の定住化と地域社会 出稼ぎから定住へ、新たな局面を迎える外国人労働者問題に迫る。 群馬県太田・大泉地区を事例として 高齡在日韓国・朝鮮人 大阪における「在日」の生活構造と高齡福祉の課題、定住外国人である韓国・朝鮮人社会の姿貌過程もとの経済基盤・生活構造・福祉の課題を総合的に分析 庄谷怜子 中山徹著 七八〇〇円

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751 / http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/ ▶価格は税別◀